

令和元年度

包括外部監査結果報告書

及びこれに添えて提出する意見

【概要版】

子ども・子育て支援に関する

財務事務の執行について

枚方市包括外部監査人

公認会計士 里見 優

目 次

第1 包括外部監査の概要.....	1
1. 監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件（監査テーマ）	1
(1) 監査の対象	1
(2) 監査対象期間	1
3. 監査対象.....	1
4. 監査の実施期間.....	1
5. 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由	1
6. 監査対象について.....	3
(1) 監査の範囲	3
7. 監査の視点（監査要点（監査手続によって検証する事項））	5
(1) 業務委託方式の事業	5
(2) 補助金・負担金・分担金方式の事業	7
(3) 事業評価	7
(4) 過去の包括外部監査の措置状況等	7
(5) その他歳入歳出	8
8. 監査の方法.....	9
(1) 予備調査	9
(2) 本調査	9
第2 監査の結果.....	11
監査結果の総括.....	11
【監査結果の一覧】	11
最後に.....	28

金額の表示単位未満は切り捨て、比率の表示単位未満は四捨五入している。
報告書の表中の合計が、端数処理の関係で合致しない場合がある。

第1 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（監査テーマ）

（1）監査の対象

「子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について」

（2）監査対象期間

原則として平成 30 年度（平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日）

ただし、必要に応じて過年度及び令和元年度の一部についても監査対象とした。

3. 監査対象

子ども・子育て支援に関する事務等を所管する部、具体的には、子ども青少年部

4. 監査の実施期間

令和元年 6 月 6 日より令和元年 12 月 26 日まで

5. 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由

平成 24 年 8 月にいわゆる子ども・子育て関連 3 法が制定され、平成 27 年度から子ども・子育て支援新制度に移行したことに伴い、枚方市は平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間を計画期間とする「枚方市子ども・子育て支援事業計画」を策定した。この「枚方市子ども・子育て支援事業計画」は、枚方市新子ども育成計画（後期計画）を引き継ぐとともに、新制度の目的や意義を踏まえ、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとして策定されたものであり、現在当該計画に基づく事務事業が進められているところである。

また、枚方市は、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）の第 10 条の規定の趣旨に鑑みた、令和元年度までの 5 年間で集中的に行っていく施策をまとめた総合戦略で構成される「枚方市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「総合戦略」という。）を策定し、現在も取り組みを進めているところである。

「枚方市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の3つの基本目標は、次のとおりである。

- 基本目標1 産業の活性化と人々の交流・賑わいの創出によりまちの魅力を高める
- 基本目標2 安心して子どもを産み育てることができ、子どもの健やかな成長と学びを支える
- 基本目標3 市民の健康増進や地域医療の充実を図る

基本目標1については、平成30年度の包括外部監査において特定の事件（監査対象のテーマ）として取り上げた。また、基本目標3については、平成19年度、平成26年度、平成28年度の包括外部監査で繰り返し、特定の事件（監査対象のテーマ）として取り上げられているものと関連している。

基本目標2について、子どもは将来の我が国の担い手であり、子どもの健やかな成長と学びを支えることは大人である私たちの責務である。また、子ども・子育て支援制度において、各市町村は実施主体としての役割を担っており、その責任は極めて重大である。そのため、平成30年度当初の一般会計歳出額合計1,378億円に占める児童福祉費は292億円（21.2%）と、金額的重要性も高い。

このような状況を踏まえ、基本目標2と関連した子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について、合規性、経済性、効率性及び有効性等の観点から検討することは現在また将来の市民にとって有意義であると考えられること、また、過去の包括外部監査の特定の事件（監査対象のテーマ）として選定されていないことなどから、特定の事件として選定した。

監査対象年度は平成30年度を基本とするが、本年度は令和2年度を始期とする第2期の子ども・子育て支援事業計画の策定期間であることから、包括的に点検する時期としても適していると考ええる。

6. 監査対象について

(1) 監査の範囲

監査の範囲とした事業を以下に記載する。なお、各所管部署における事務については、報告書本編「第4 監査の対象及び監査の結果 2. 各論」において個々具体的に記載していることからそちらを参照されたい。

【監査の範囲とした事業】

枚方市が実施する子ども・子育て関連事業（報告書本編 48 頁）

事業 No	所管課	事業名	報告書 本編 該当頁
一般会計			
1	子ども青少年政策課	青少年育成指導員活動事業	87
2	子ども青少年政策課	青少年健全育成事業	88
3	子ども青少年政策課	少年少女合唱団運営事業	90
4	子ども青少年政策課	枚方子どもいきいき広場事業	91
5	子ども青少年政策課	子どもの居場所づくり推進事業	93
6	子ども青少年政策課	結婚新生活支援事業	95
7	子育て事業課	地域子育て支援拠点事業	96
8	子育て事業課	子育て情報アプリ事業	101
9	子育て事業課 保育幼稚園課	保育システム管理事業	102
10	子育て事業課	ファミリーサポートセンター等事業	103
11	子育て運営課	公立保育所施設改善補修事業	110
12	子育て事業課	保育委託事業	112
13	子育て事業課	認定こども園施設型給付事業	117
14	子育て事業課	子ども・子育て支援事業補助事業	120
15	子育て事業課	一時預かり保育事業補助事業	126
16	子育て事業課	私立保育所設備整備補助事業	128
17	子育て事業課	地域型保育給付事業	130
18	子育て事業課	小規模保育事業補助事業	134
19	子育て事業課	小規模保育事業施設整備補助事業	136
20	子育て事業課	小規模保育事業施設整備事業	137
21	子育て事業課	病児保育事業	138
22	子育て事業課	公立保育所民営化事業	141

23	子育て事業課	保育所等研修事業	145
24	市立ひらかた子ども発達支援センター	幼児療育園管理運営事業	148
25	市立ひらかた子ども発達支援センター	すぎの木園管理運営事業	150
26	市立ひらかた子ども発達支援センター	児童発達支援センター整備事業	151
27	保育幼稚園課	私立幼稚園就園奨励費補助事業	157
28	子育て事業課	私立幼稚園預かり保育事業	159
29	子ども総合相談センター	助産及び母子生活支援事業	160
30	子ども総合相談センター	子育て短期支援事業	161
31	子ども総合相談センター	ひとり親家庭相談支援事業	163
32	子ども総合相談センター	就業・自立支援センター事業	164
33	子ども総合相談センター	ひとり親家庭等日常生活支援事業	166
34	子ども総合相談センター	自立支援補助事業	167
35	子ども総合相談センター	母子父子寡婦福祉資金貸付金府債権購入経費	169
36	子ども総合相談センター	母子父子福祉推進委員事業	170
37	子ども総合相談センター	家庭児童相談運営事業	171
38	子ども総合相談センター	児童虐待防止ネットワーク事業	172
39	子ども総合相談センター	育児支援家事援助事業	173
40	子ども総合相談センター	親子支援プログラム事業	174
41	子ども総合相談センター	子ども・若者育成事業	175
特別会計			
42	子ども総合相談センター	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	176

7. 監査の視点（監査要点（監査手続によって検証する事項））

子ども・子育て支援に関する財務事務の執行が、①「合规性・準拠性」、②「3E（経済性・効率性・有効性）」、③「公益性・公共性」、④「公平性・透明性」をもって実施されているか否かという観点から監査を実施した。

子ども・子育て支援に関する財務事務は、具体的には、枚方市による直営による形式のほか、業務委託方式、補助金・負担金・分担金方式で行われていることから、それぞれの形式ごとに監査の視点を立案して監査を実施した。

また、枚方市は事業の実施を通じて、安心して子どもを産み育てることができ、子どもの健やかな成長と学びを支える地域の実現を図ろうとしており、施策評価制度を通じて自ら事業の振り返りを行っている。そこで、上記の事業の遂行のいずれの形式にも共通する視点として、事務事業が適切に自己評価され、次年度以降の事務事業の改善にフィードバックされることが、財務事務の有効性を検証するために重要な視点となることから、いわゆるPDCAサイクルの観点から、事務事業の評価についても監査の視点を立案して監査を実施した。

その他、対象とする事務事業に外郭団体等が関連している場合には、平成25年度に「外郭団体等の財務に関する事務の執行について」包括外部監査が実施されていること、平成29年度に「中核市への移行に伴う移譲事務について」包括外部監査を実施したことから、それらの措置の状況について監査を行うとともに、その他の歳入歳出についても監査の視点を立案して監査を実施した。

（1）業務委託方式の事業

- ① 事業は有効に行われているか（事業の「有効性」）、具体的には、
 - ・ 事業目的が明確になっており、それが当該委託事業によって達成されているか。
 - ・ 事業の目的、目標は上位計画等と整合しているか。
 - ・ 事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために効果的であるか。
 - ・ 事業の対象範囲や期間は適切に設定されているか。
 - ・ 事業の実績や成果は分かりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。また、その結果は次年度以降の事業に有効活用されているか。
 - ・ 市や委託先事業者などの事業実施者側の都合を強調するあまり、利用者のニーズを取り込めていない実態はないか。
 - ・ 経費の削減が主目的になって、サービスレベルが著しく低下している事業は見当たらないか。
 - ・ 委託費の無理な削減が委託先事業者の経営に悪影響を及ぼすような場合、過度の競争を緩和するような措置が適切に実行されているか。

- ・直営ではなく、委託とする理由に合理性はあるか。
 - ・長期間継続している事業は、その規模や実施方法が社会情勢など現在の状況に即したものであるか。
 - ・初期の目的が達成されているにも関わらず支出され続けているものはないか。又は、目的が達成できない蓋然性が高いにも関わらず支出され続けているものはないか。
 - ・財源に国又は府の支出金等がある事業は、市として主体的に有効性等を勘案して実施しているか。
- ② 事業は経済的に行われているか（事業の「経済性」）、具体的には、
- ・総コストを計算したうえで、事業の実施方法を決定しているか。
 - ・事業費の積算見積は適切に行われているか、又はその妥当性については常に注意を払った事務が行われているか。
 - ・委託事業の契約金額について、複数の見積を徴するなど、低減努力がなされているか。
 - ・委託事業の実績評価及び検証結果が、次年度以降の事業計画や予算に反映されているか。
 - ・全庁的に共通な委託業務について予定価格の積算を統一するなど積算見積の適正化がなされているか。
 - ・長期継続契約（複数年度契約）の導入等によりコスト削減の可能性を検討しているか。
 - ・他の事業との重複や無理な細分化はないか。
- ③ 契約事務は法規等に準拠して行われているか（事務の「合規性・準拠性」）、具体的には、
- ・契約関係の法令等に準拠した事務が行われているか。
 - ・作成すべき書類や資料は適切に作成され、保管されているか。
 - ・契約後の再委託の承認や契約変更は適切に行われているか。
- ④ 契約相手は公平にかつ透明性をもって選定されているか（事務事業の「公平性・透明性」）、具体的には、
- ・委託先事業者の選定は競争性が確保された方法によっているか。
 - ・委託先事業者の選定についての基準は明確か。また、結果として、合理的な理由のない偏りが生じていないか。
 - ・随意契約による場合の理由に合理性はあるか。また、競争性の確保に向けて改善すべく検討されているか。
 - ・公募プロポーザル方式による場合、選定委員の選考などの点で公平性の確保はなされているか。
 - ・委託先事業者に対して、市職員の再就職の実績はないか。また、委託先事業者に

対して市の補助金が交付されていないか。

- ⑤ 業務委託に関して枚方市は適切に関与し適切に責任を果たしているか（事務事業の「経済性」、「有効性」）、具体的には、
- ・事業の実施前において仕様に関する打合わせは適切に行われているか。
 - ・業務の実施過程を適時にチェックしているか。
 - ・実績に係る報告は適切に行われ、市がその成果を把握するに足るものとなっているか。
 - ・成果物等の検収は適切に行われているか。
 - ・成果物等から事業目的の達成度を測り、次年度の実施に向けた仕様や実施方法の見直しは行われているか。
- ⑥ 業務委託に関して事務手続は効率的に行われているかどうか（事務の「効率性」）。

（２）補助金・負担金・分担金方式の事業

- ① 補助金等は交付規則、要綱等に補助金等の交付目的、対象事業、対象事業者及び算出方法等が明確に規定されているかどうか（補助金等の「合规性・準拠性」、「公平性・透明性」）。
- ② 補助金の財務事務の執行は、法令や規則等に準拠しているか、また、規則、要綱等の目的及び内容に合致したものであるか（補助金等の「合规性・準拠性」）。
- ③ 補助金の公益上の必要性はあるか（補助金等の「公益性・公共性」）。
- ④ 補助金の交付は、経済性、効率性、有効性の観点から適切に行われているか。具体的には、
- ・補助金額は規則、要綱等に基づき適切に計算されているかどうか（「経済性」）。
 - ・事務手続は効率的に行われているかどうか（「効率性」）。
 - ・補助の効果や成果について適切に計測されているかどうか（「有効性」）。
- ⑤ 補助金額の精算は適切に行われているか、補助金の確定にあたって適切に検査が行われているかどうか（補助金等の「経済性」、「有効性」）。

（３）事業評価

- ① 事業評価を行うために有効な指標が設定されているか（指標の「有効性」）。
- ② 適切に事業評価が行われているかどうか（事業評価の「有効性」）。
- ③ 事業評価結果が次年度以降の予算や事業計画に適切に反映されているかどうか（事業評価の「有効性」）、すなわち、PDCAサイクルが適切に回されているかどうか。

（４）過去の包括外部監査の措置状況等

平成 29 年度に行った包括外部監査における指摘事項について、その趣旨をふまえ

て、適時に、かつ適切に措置が図られているか。

その他過去包括外部監査において指摘事項のあった事務事業について、その趣旨をふまえて、適時に、かつ適切に措置が図られているか。

(5) その他歳入歳出

歳入については、

- ① 適時適切に歳入の調定が行われているか（事務の「合規性・準拠性」）。
- ② 未済の債権について適切に債権管理が行われているか（事務の「合規性・準拠性」、「有効性」、「経済性」）、具体的には、
 - ・市は、未済の債権について、財務規則等にしたがって定期的に催告しているか。
 - ・市は、債務者に対し、未済の原因や態様に応じた適切な処置を採っているか。

歳出については、上記（１）から（４）に準ずる。

8. 監査の方法

本包括外部監査は、地方自治の本旨を十分に勘考し、地方自治法並びに関連法規はもとより、「地方公共団体の外部監査人のための外部監査のガイドライン」（日本公認会計士協会、平成 13 年 5 月 14 日最終改正）に準拠して行った。

（１）予備調査

- ① 総合計画、平成 30 年度歳入歳出決算書、総合戦略（改訂版）、枚方市統計書、各部署の所管事務の概要、平成 30 年度及び令和元年度の枚方市施策評価報告書（総合計画及び総合戦略の進捗管理）等の資料等をもとに、枚方市の現状や、事務事業の概要を把握した。
- ② 関連する部署にヒアリングを実施し、事務事業の概要について説明を受け、適宜質疑応答を行った。

（２）本調査

- ① 監査の対象事務事業の内容、これまでの推移や経過等について、効率的に概要を把握するために、枚方市の各部署が作成している枚方市施策評価のための「（様式 2）実行計画管理シート」、「事務事業実績測定調書」を閲覧通読した。
- ② その後、関連する部署に各事業の委細についてヒアリングを実施した。適宜質疑応答を行い、事業の実施方法、これまでの事業の取り組み、進捗と現状、課題認識等を把握・理解した。
- ③ 実地調査として、事務事業の実施に関連した資料等を閲覧・検討した。
具体的には、監査の視点（監査要点）にしたがい、事務・事業の根拠となる条例・規則・規約・要綱等、回議書、契約書、申請書、実績報告書等の関連資料を閲覧した。
併せて、各担当部署の責任者や担当者等にヒアリングを実施した。
- ④ 監査人の問題意識により客観性をもたせるために、近接あるいは同規模の中核市等の事務事業の状況や統計データを入手し、枚方市との比較を行った。
- ⑤ 監査人の問題意識について、各担当部署へ提起を行い、ディスカッションを行った。各担当部署の問題意識を改めてヒアリングするとともに、措置の方向性についてディスカッションを行った。これらの検討過程を経て浮かび上がってきた個々の問題点や問題意識について、所管部署と書面やディスカッションによる協議を複数回実施し、最終的な問題点（監査の結果や意見となる事項）を明確にした。
- ⑥ 以上の監査の経過や結果を、本監査報告書としてとりまとめた。

これらの最終的な問題点の一覧表及び総括的な結果を、報告書本編「第1 包括外部監査の概要 8. 指摘事項の記載方法（3）監査の結果・意見の一覧」においてとりまとめている。

第2 監査の結果

監査結果の総括

【監査結果の一覧】

① 子ども青少年部全体

区分	N o	表題	本編頁	概要
意見	1	事務事業実績測定における事務事業の目標管理について	69	それぞれの事業の目標につき、以下のとおり、再検討を行うべきである。 A：目標指標が活動指標に留まっており、アウトプット指標などの適切な指標を設定すべき。 B：平成 29 年度実績値より低い水準で平成 30 年度の目標値が設定されており、目標として不十分である。達成可能な範囲で高い水準の目標を設定すべき。 C：平成 30 年度の実績値が同年目標値の 80%を下回っている。原因と対策と検討のうえ、達成が難しいのであれば、達成可能な範囲で高い水準の目標を設定すべき。
意見	2	事務事業実績測定における事務事業の目標管理について	72	事務事業実績測定調書の対象事業のうち正規職員の人件費のみで行っている事業については評価対象となっていない。これらの効果測定についても検討すべきである。
意見	3	就学前施設等に関する情報の公表について	75	就学前施設等について市のホームページにおいて公表される情報の内容に相当のばらつきが認められた。就学前施設等に関する情報を適時かつ適切に公表することができるための仕組みを構築し、継続的に運用する必要がある。
意見	4	随意契約の可否について	85	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を理由に随意契約が締結されているものがあるが、その根拠が不十分である。随意契約はあくまで例外とされているため、随意契約の可否及び理由については過去からの経緯にとらわれず、慎重に検討を行うべきである。

結果	1	平成 29 年度包括外部監査結果に対する措置状況	86	平成 29 年度包括外部監査における指摘（例えば、文書索引目次が作成されていないなど）について、子ども青少年部全体で対応されておらず、措置されているとは認められなかった。
----	---	--------------------------	----	---

② 子ども青少年政策課

区分	N o	事業名	表題	本編頁	概要
意見	5	少年少女合唱団運営事業	少年少女合唱団に係る指揮者等の講師の依頼について	91	講師の決定について随意契約によっており概ね前年度と同じ個人を講師に決定している。今後、決裁時に履歴書の受領を徹底するとともに、講師の過去の実績をふまえて依頼の過程について透明性の確保に努めるべきである。
意見	6	枚方子どもいきいき広場事業	収支計算書・運営出納帳と領収書のチェックについて	92	「収支計算書」と「運営出納帳」の整合性を確かめるために、チェックを実施した場合、チェック者、チェック日、確認者及び確認日を証跡として残すべきである。
意見	7	枚方子どもいきいき広場事業	収支計算書・運営出納帳と領収書のチェックについて	92	チェックシートについても「収支計算書」、「運営出納帳」等とともに保管すべきである。
意見	8	枚方子どもいきいき広場事業	提出書類と要綱の整合性について	93	「枚方子どもいきいき広場事業補助金交付要綱」により提出するとされている「②実績報告書（様式第 9-1 号）」について、平成 30 年度から提出がされていなかった。要綱と実際の提出書類が不整合となっていることから、実態として「②実績報告書（様式第 9-1 号）」が不要であるなら、要綱を改定し、不整合を是正すべきである。

意見	9	枚方市居場所づくり事業	運営経費出納帳と領収書の整合性について	94	領収書と出納帳の整合性を確認する場合、運営経費の出納帳と領収書のコピーについて、子ども青少年部でいつ、だれがどのような観点からチェックしたかを明確にする必要がある。
意見	10	枚方市居場所づくり事業	運営経費出納帳と領収書の整合性について	94	金額以外に領収書の日付、費目との整合性を確認した証跡を残すべきである。
意見	11	枚方市居場所づくり事業	枚方市居場所づくり事業の実施に当たって子ども食堂の現状とニーズの把握の必要性について	94	地域と連携しながら「子どもの居場所づくり」を効果的に推進するという事業の目的からすると、子どもへの「食事の提供」等を行う地域団体及びその取り組みを把握する必要がある。
意見	12	枚方市居場所づくり事業	枚方市居場所づくり事業の実施に当たって子ども食堂の現状とニーズの把握の必要性について	95	市民と当該団体との懸け橋になるべく、市民及び団体相互に必要な情報を提供し、相互のマッチングを行うなどの取り組みを推進していくことが望まれる。

③ 子育て事業課

区分	No	事業名	表題	本編頁	概要
意見	13	地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業実施状況報告書の記載の不備について	100	事業実施状況の報告について、提出期限が守られていない地域子育て支援拠点事業実施状況報告書が散見される。子育て事業課は委託者として事業の管理上、受託者へ地域子育て支援拠点事業実施状況報告書に正確な記載を行い、提出期限を遵守するよう適切に指導すべきである。

意見	14	地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業実施日のばらつきについて	101	京阪電気鉄道本線光善寺駅の周辺地域において地域子育て支援拠点の開設日を平準化し、より地域の子育て世帯が地域子育て支援拠点を利用しやすい状況を作ることが望ましい。
意見	15	ファミリーサポートセンター事業	ファミリーサポートセンターの提供会員及び両方会員の増加の方策について	106	ファミリーサポートセンターにおいて行う相互援助活動を行う会員（依頼会員・提供会員、両方会員）のうち、依頼会員を増やす取り組みについては「無料体験事業」などを通じて積極的に行われ成功しているが、提供会員及び両方会員について依頼会員ほどは増加していない。提供会員についてもより積極的な会員増加活動をとられたい。
意見	16	ファミリーサポートセンター事業	枚方市子育て支援事業運営者選定委員会（広場さふり及び枚方市ファミリーサポートセンター）における選定法人の応募条件について	107	枚方市地域子育て支援拠点等運営法人募集要項 8. において、募集法人の条件として 5 つの要件全てを満たす法人という条件がある。他市の状況を確認したところ、応募資格に市内で施設を運営していることや 2 年以上の活動実績を求めている市は見受けられなかった。複数者による競争性の確保及び事業者選定の公平性の観点から応募資格を必要以上に制限すべきではない。
結果	2	ファミリーサポートセンター事業	枚方市地域子育て支援拠点等運営法人の購入した備品について	107	枚方市地域子育て支援拠点等運営事業仕様書において、委託料により運営法人が購入した備品類（購入金額 30,000 円以上のものに限る。）の所有権は市に帰属するものであることが明記されている。枚方市物品管理規則第 7 条によると、「物品出納員は、1 件 3 万円以上の備品について、備品管理台帳を作成し、及び

					記録管理をしなければならない。」と規定されているが、該当する備品について、備品の計上が行われていなかった。市の所有に服する備品の計上が行われていないことは、この規則に違反しており、子育て事業課は運営法人に対し事前又は事後の申請・報告等を求めて備品管理台帳を作成し、記録管理をする必要がある。
意見	17	ファミリーサポートセンター事業	枚方市地域子育て支援拠点等運営法人の購入した備品管理について	107	所有権の移転の解釈について、現状の仕様書では明確に読み取れない。仕様書に所有権の帰属時期を明確に規定すべきであり、市に所有権が帰属する以上、運営法人に毎年備品台帳を提出させることなども併せて仕様書に規定すべきである。
意見	18	ファミリーサポートセンター事業	枚方市地域子育て支援拠点事業等運営法人選定審査会委員の女性比率について	108	5名のうち、1名が女性委員である。第3次枚方市男女共同参画計画アクションプログラムの施策目標である女性委員登用率の目標35.0%に鑑み、今後は積極的に女性委員の登用を行うべきである。
結果	3	ファミリーサポートセンター事業	枚方市地域子育て支援拠点事業等運営法人選定審査会会議録の作成について	109	会議録の作成期間は、枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程第6条において、会議の公開又は非公開にかかわらず、当該会議の終了後概ね2月以内となっているが、会議録の作成がされていない。枚方市附属機関条例第6条第2項においても、会議録を作成しなければならないと定められている。枚方市附属機関条例等に基づき速やかに会議録を作成し公開されたい。

意見	19	保育委託事業	平成 30 年度施設型給付費等に係る加算（調整）適用申請書の記載漏れ等について	114	施設型給付費の算定根拠となる施設型給付費等に係る加算（調整）適用申請書について、療育支援加算等の個別項目に係る個票のチェック漏れがあった。市の給付費支出の算定根拠となる資料であるので、今後提出した事業者への正確な書類の記載の指導をより徹底されるなど、再発防止に向けての仕組みづくりが必要である。
意見	20	保育委託事業	平成 30 年度施設型給付費等に係る加算（調整）適用申請書の記載漏れ等について	115	同様に、療育支援加算について添付書類として必要とされているポスターが添付されていなかった。別の補助金の添付資料となっており、そちらの提出書類として管理しているとのことであったが、確認を行った記録自体は残されていない。確認を行った記録を文書として残しておくべきである。
意見	21	保育委託事業	平成 30 年度施設型給付費等に係る加算（調整）適用申請書の記載漏れ等について	115	同様に、所長設置加算について、添付書類として必要とされている所長の履歴書の添付がなされていなかった。所長新任時のときにのみ添付を求めているとのことであり、その資料を確認しているとのことであるが、確認を行った記録自体は残されていないため、確認を行った記録を文書として残しておくべきである。
意見	23	認定こども園施設型給付事業	平成 30 年度施設型給付費等に係る加算（調整）適用申請書の添付漏れについて	119	認定こども園の施設型給付費の算定根拠となる施設型給付費等に係る加算（調整）適用申請書について、主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合について添付が必要とされている実施状況の分かる資料等

					が添付されていなかった。補助金の資料を確認しているとのことであるが、確認を行った記録自体は残されていないため、確認を行った記録を文書として残しておくべきである。
結果	5	認定こども園 施設型給付事業	委任状の チェック漏れ について	119	ある認定こども園から提出された委任状では、委任するものに関するチェックが漏れていた。給付費の請求及び受領の権限に係る委任が形式的に整わない状態であり、委任範囲が特定されていない委任状に基づく手続きを行うべきではなかった。今度同様のチェック漏れが生じないようにチェック漏れを防ぐ仕組みづくりが必要である。
結果	6	認定こども園 施設型給付事業	施設機能強化 推進費加算に 係る実績報告 書の提出遅延	119	施設機能強化推進費加算に係る実績報告書は申請の翌年度の4月末までに提出しなければならない。しかしながら、ある認定こども園の平成29年度の施設機能強化推進費加算に係る実績報告書を、提出期限を超過した平成30年9月28日に受領していた。申請の翌年度の4月末までの提出を徹底すべきである。
意見	24	子ども・子育て 支援事業補助事業	「私立保育所 子ども・子育て 支援事業補助 金書類審査 審査マニュアル」 のチェック体制について	126	チェック済みの「私立保育所子ども・子育て支援事業補助金書類審査審査マニュアル」は、補助金検査を実施した証拠として、また、検査の結果や結論を第三者が確認できるようにするためにも保存すべきである。
意見	25	私立保育所設 備整備補助事業	補助金申請時 の銀行口座に 関する写しに	129	私立保育所等施設整備補助金交付申込書には、補助金申請時の添付書類として、「口座の表紙部分の写し

			について		及び第 1 ページ目の写し」が記載されている。この点に関連して、一部の補助金について補助金振込口座が当座預金であるため、通帳が提出できないとされていたため、補助金の審査において通帳の原本を確認したということであった。確認したことの証拠を残すために、振込口座が補助金申請者の口座であることの確認を補助金審査の際に通帳の原本等で確認したのであれば、その旨を何らかの書類に記録し保管すべきである。
意見	26	私立保育所設備整備補助事業	私立保育所（小規模保育所除く）の耐震性について	129	市内の私立保育所について、44 施設中 2 施設が新耐震基準に適合していない。対応が未検討の 1 施設は賃貸物件であり、基本的に賃貸物件については貸主が新耐震基準に適合させるための対応を採るべきであるため対応が難しいという点は理解できるものの、市として認可を行い、事業を行っている以上は耐震化工事を促すなど粘り強く対応を講じるべきである。
意見	27	私立保育所設備整備補助事業	私立保育所（小規模保育所除く）の耐震性について	130	耐震診断に関する補助金制度については階数が 2 以上かつ 500 ㎡以上の幼稚園及び保育所が対象となり、比較的大型の保育所に限られる。仮に補助金を創設するとしても過去に自己資金で対策を講じた事業者との公平性の観点等から難しいということであったが、他市ではそもそも事業者の募集に当たって新耐震基準に適合していることを募集の要件としている自治体もあるため、対策を検討されたい。

意見	28	私立保育所設備整備補助事業	私立保育所等（小規模保育所除く）のアスベストの使用状況について	130	市内の私立保育所について、44 施設中 2 施設がアスベスト使用状況の調査が行われていない。アスベストは健康被害への懸念が指摘されており、保育所等利用者の安全性の観点からは対策を講じるべきである。
意見	29	地域型保育給付事業	加算率認定申請書への記載漏れ	133	申請のあった園について確認したところ、一部の園では、書面上、給食業務の委託状況や短時間勤務職員の有無の選択がなされていなかった。今後提出書類の記載漏れ等の不備が生じないよう、記載漏れ等の不備をチェックする仕組みを作る必要がある。
結果	7	地域型保育給付事業	施設機能強化推進費加算に係る実績報告書の提出遅延	133	小規模保育事業所への給付費の加算における施設機能強化推進費加算について、施設機能強化推進費加算に係る実績報告書を市に提出する必要があるが、2 件中 2 件に提出遅延が見られた。申請の翌年度の 4 月末までの提出を徹底すべきである。
意見	30	地域型保育給付事業	ある小規模保育事業所への処遇改善等加算Ⅱの要件について	134	ある小規模保育事業所には処遇改善等加算Ⅱが加算されているが、「主任保育士」については「主任保育士という名称だが管理職手当をもらっておらず、管理職ではない」として補助対象とされているが形式的には適格ではない。実質を捉えて給付対象とする場合には説明責任の観点あるいは給付対象となる施設間の公平性の観点からも、組織としての判断であることを明確にするためにも、部内でなんらかの決裁を経て文書として残しておくべきである。

意見	31	地域型保育給付事業	ある小規模保育事業所への処遇改善等加算Ⅱの要件について	134	補助金審査の際に、職員体制、職名、手当の有無が分かる一覧表を確認しているとのことであったが、補助金審査の際に確認したのであれば、確認を行った記録を文書として残しておくべきである。
意見	32	小規模保育事業施設整備補助事業	補助金申請時提出書類中の契約書における収入印紙の漏れ	137	補助金申請時提出書類中の建築士業務委託契約書に本来は必要な収入印紙の貼付が見られなかった。コンプライアンスの観点からは補助金等における提出書類について、引き続き市においても確認を行ったうえで貼付漏れがあれば適正な収入印紙の貼付を指導すべきである。
意見	33	小規模保育事業施設整備事業	小規模保育園の耐震性について	138	市内の小規模保育園につき、耐震化の状況（昭和 56 年 6 月 1 日施行の新耐震基準への適合の有無）を確認したところ、10 施設中 3 施設で耐震診断が未実施であった。耐震診断が受けられていない 3 施設はいずれも賃貸物件であり、基本的に賃貸物件については貸主が新耐震基準に適合させるための対応を採るべきであるため対応が難しいという点は理解できるものの、市として認可を行い、事業を行っている以上は耐震化工事新耐震基準に適合した建物への移転を促すなど粘り強く対応を講じるべきである。
意見	34	小規模保育事業施設整備事業	小規模保育園の耐震性について	138	耐震診断に関する補助金制度については階数が 2 以上かつ 500 m ² 以上の幼稚園及び保育所が対象となり、比較的大型の保育所に限られる。仮に補助金を創設するとしても過去に自己資金で対策を講じた事業者との公平性の観点等から難しいと

					いうことであったが、他市ではそもそも事業者の募集に当たって新耐震基準に適合していることを募集の要件としている自治体もあるため、対策を検討されたい。
意見	35	公立保育所民営化事業	枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会の女性比率について	143	走谷保育所民営化時においては、7名中2名が女性委員となっている。第3次枚方市男女共同参画計画アクションプログラムの施策目標である女性委員登用率の目標 35.0%に鑑み、引き続き積極的に女性委員の登用を行えるよう推薦団体にも粘り強く働きかけるべきである。
意見	36	公立保育所民営化事業	枚方市立走谷保育所民営化に係る市普通財産（保育所用地）の無償貸付について	145	枚方市立走谷保育所の民営化に際して、市の普通財産である保育所用地を民営化後の運営法人に無償貸与しているが、法人選定の際には無償貸与の期間にわたって安定的に保育事業を行うことができるかという視点から、民営化後の運営法人の財政状況を鑑みて判断するべきである。
意見	37	公立保育所民営化事業	枚方市立走谷保育所民営化に係る市普通財産（保育所用地）の無償貸付について	145	定期的に民営化後の運営法人の財務状況をモニタリングするとともに、他市でも見られるような有償貸与が原則という点に立ち返り、財産管理課や財政課等の意見もふまえて、貸付期間の協議の際には、中長期的に貸付の条件の見直しを行うことも検討されたい。
結果	8	子育て支援員研修事業	子育て支援員研修事業実績報告について	148	枚方市子育て支援員研修事業について、受講者から提出された報告書を閲覧したところ、書類の不備が見られた。不備ある書類に基づく実績確認は適切ではない。記載漏れ等の不備をチェックする仕組みを作る

					必要がある。
--	--	--	--	--	--------

④ 子育て運営課

区分	N o	事業名	表題	本編頁	概要
結果	4	公立保育所施設改善補修事業	禁野保育所へのAED設置に係る施設カルテについて	112	施設カルテを閲覧したところ、禁野保育所のAED（除細動器）設置の有無の箇所が実際に設置されているにもかかわらず「無」と記載されていた。AEDは万が一の際の対応として、園児や市民の安全性を確保するために重要なものであり、禁野保育園のAED設置の有無の修正に加え、再発防止に向けた仕組づくりを行う必要がある。

⑤ 保育幼稚園課

区分	N o	事業名	表題	本編頁	概要
意見	22	保育料徴収業務	保育料徴収業務と児童手当からの徴収について	117	平成24年度の児童手当法の改正により、児童手当から保育料を徴収することができるようになったが、現状市では児童手当から保育料の徴収は行っていない。滞納債権がある現状等を踏まえると、複数の方法により強制徴収公債権の回収率を上げる方策を採るべきであり、その一方策として児童手当からの徴収も検討すべきである。

⑥ 市立ひらかた子ども発達支援センター

区分	N o	事業名	表題	本編頁	概要
意見	38	幼児療育園管理運営事業	幼児療育園の今後の建物・敷地の利用について	149	幼児療育園は廃止となったが、建物が未使用のまま残されている。今後の在り方についてはできる限り早期に決定し、建物を使用しない場合には撤去するなど対策を講じるべきである。

意見	39	すぎの木園 管理運営事業	外部評価の実 施状況に關する 重要事項説明書への記載 について	151	すぎの木園の入所に係る重要事項説明書において「外部評価の実施状況」の記載が見られなかった。入所希望者への説明の充実化の観点から、「外部評価の実施状況」についての説明は重要であり、重要事項説明書にその状況を記載すべきである。
意見	40	すぎの木園 管理運営事業	ヒヤリハット 事例の蓄積と 共有について	151	すぎの木園では、ヒヤリハット事例集は作成されていない。過去のヒヤリハット事例をノウハウとして蓄積し、的確に情報を共有するために事例集の作成と職員への浸透が望まれる。
意見	41	すぎの木園 管理運営事業	連絡ノートの 取り違えについて	151	すぎの木園では、園児の連絡ノートを別の保護者に渡す事例があった。今後同様の事例を生じさせないように、再発防止策を十分に検討するとともに、再発防止に向けた仕組づくりを適切に運用する必要がある。
意見	42	児童発達支援センター 整備事業	市立ひらかた 子ども発達支援センター駐 車場用地の長 期的安定性について	155	市は市立ひらかた子ども発達支援センターの駐車場用地として、枚方市磯島北町 236 番 1 の貸付を受けている。賃貸借期間は平成 30 年 9 月 1 日から平成 33 年(令和 3 年) 3 月 31 日までであるが、市立ひらかた子ども発達支援センターの運営期間にわたり、駐車場を十分に確保するために、引き続き市立ひらかた子ども発達支援センター駐車場用地の長期安定的な契約形態の検討を行うことが必要である。
意見	43	児童発達支援センター 整備事業	市立ひらかた 子ども発達支援センター駐 車場用地の賃 借料の支払時	156	市は市立ひらかた子ども発達支援センターの駐車場用地として、枚方市磯島北町 236 番 1 の貸付を受けているが、その賃借料の支払方法について、具体的な支払期日が定められて

			期について		いない。契約書上は4月1日から3月31日のいずれの日においても請求されうるリスクがある。リスク管理の観点からも市立ひらかた子ども発達支援センター駐車場用地の賃借料の支払時期の定めを追加すべきである。
意見	44	児童発達支援センター整備事業	市立ひらかた子ども発達支援センターの効率的な整備費について	157	他市では国や府の補助金を活用するために、福祉型児童発達支援センターの整備事業・運営者を公募し、整備の2分の1を国庫補助、4分の1を都道府県補助、残りの4分の1を事業者が負担して整備した例もある。今後同様の施設の整備にあたっては本件における課題をふまえて、補助金も活用でき、民間活力を利用した整備手法を含めた方法を広く検討することが望まれる。

⑦ 子ども総合相談センター

区分	N o	事業名	表題	本編頁	概要
意見	45	子育て短期支援事業	子育て短期支援事業の業績評価指標、当該事業の利用希望者の結果集計の必要性について、施設の選定プロセスについて	162	契約施設ごとに年間の利用実績は300人日から0人日まで大きくばらつきが認められる。実際利用率の向上という観点から、利用実績の低い施設の理由の把握に当たり利用者や委託している施設の意見聴取等を行うべきである。
結果	9	子育て短期支援事業	契約内容に基づく手続の履行及び効率的な事業運営について	163	利用決定通知書の控えの利用日時が手書き取り消し線で修正されているものが認められ、利用者等へ渡した書面との同一性を確認できない状況であるなど、複数の手続の不備が見受けられる。適切かつ効率的に手続

					を履行できるよう、マニュアルを作成して適切に運用する必要がある。
結果	10	就業・自立支援センター事業	契約内容に基づく手続の履行について	165	就業・自立支援センター事業において、業務委託契約書に付随する条項第3条に受注者は契約金額内訳書及び工程表を発注者に提出すると規定されているが、工程表が入手されていなかった。今後の再発防止に向けての仕組みづくりが必要である。
意見	46	就業・自立支援センター事業	効率的な事業運営について	166	ひとり親家庭に対する自立支援のための相談業務を子ども総合相談センター及び外部委託先が実施しているが、現状、相談内容が両窓口に分散しそれぞれの窓口における相談内容を共有するデータベースや仕組みがないことから、ひとり親家庭の問題を市(子ども総合相談センター)として適時に網羅的に把握することができない状況が見受けられる。当該事業の効率的かつ効果的な実施のために、相談窓口の一本化や、ひとり親家庭の問題に関する情報の一元化を図るべく、子ども総合相談センターの事業と外部委託事業のすみ分け、例えば専門家対応等のみ外部委託するなどの対応や両窓口の相談内容を定期的に子ども総合相談センターが集約するといった対応なども検討されたい。
意見	47	ひとり親家庭等日常生活支援事業	事務処理マニュアルについて	167	子ども総合相談センターでは、枚方市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱にしたがい、ひとり親家庭等日常生活支援を利用できる世帯要件の確認手続を実施している。特に内部のマニュアル等はなく、利用できる世帯要件であるひとり親家庭等

					であること及び利用負担額を決定するための所得状況の確認に必要な書面や確認すべき時期について、担当者が交代しても手続が不備なく実施できるよう、マニュアル等を作成すべきである。
意見	48	自立支援補助事業	規則に基づく手続の履行について	168	母子家庭自立支援教育訓練給付金について、講座指定時と給付金支給手続時で重複する提出書類については再度入手することはしていないとのことであった。提出済みの資料については、確認した旨を記録として残しているが、一部記録されていないものもあった。そのため、規則に従った手続の履行としては、重複する提出資料については既に提出済みであり、当該提出済みの資料を確認した旨を記録として残すことを徹底されたい。
意見	49	自立支援補助事業	事務処理マニュアルについて	169	給付金の「指定」に必要な申請及び「給付」申請について、特に内部のマニュアル等はなく、自立支援給付金の受給要件の確認に必要な書面や確認すべき時期について、担当者が交代した場合でも手続が不備なく実施できるようマニュアル等を作成すべきである。
結果	11	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	利率の誤りにについて	177	生活資金貸付(※)について、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第8条4項の改正により平成28年4月1日から有利子貸付の利率が年1.5%から年1.0%に改正されていたが、ある貸付番号では利率が1.5%のまま誤って契約締結され、管理システム上も誤った利率で登録されていた。今後の再発防止に向けての仕組みづ

					くりが必要である。(※) 資金の名称に誤りがあったため、事務局で修正。
意見	50	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子父子寡婦福祉資金貸付の管理方法について	178	母子父子寡婦福祉資金貸付金について、「母子父子寡婦福祉資金貸付金修学資金・就学支度資金のしおり」には、「大阪府育英会・日本学生支援機構の貸付を受けている方は、当資金の貸付限度額と育英会等の貸与額との差額の範囲内のみ貸付可能です。」と規定されているが、口頭で確認するのみでは十分ではない。「大阪府育英会・日本学生支援機構」に対する直接確認の余地がないか検討すべきである。
意見	51	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子父子寡婦福祉資金貸付の管理方法について	179	有効な債権管理のために、債権管理システムの改修等について検討すべきである。

最後に

本年度は、「枚方市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の3つの基本目標の一つである「安心して子どもを産み育てることができ、子どもの健やかな成長と学びを支える」ことと関連させ、子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について包括外部監査を行った。本年度の10月には保育無償化に関する制度も施行されたこともあり、関係部課が多忙を極めるなかでの監査となった。新たな制度の施行もあり、監査の実施のタイミングとして難しい側面もあったが、これまで述べてきたとおり、子ども・子育て支援に関する財務事務の執行において、結果としての指摘が11点、意見としての指摘が51点と合計62点の課題が認められた。

包括外部監査の結果を、令和2年度を始期とする第2期の子ども・子育て支援事業計画に基づく事業の遂行に活用していただくことを願っている。

これらの課題は、総論にも記載のとおり、内部統制やリスク管理の視点が不十分なことを原因としていることが多く、子ども青少年部は「地方公共団体の内部統制評価・報告制度」の趣旨を踏まえた業務や内部統制体制の見直しを図ることが必要である。

また、冒頭に記載のとおり、市の保育サービスなど子ども・子育て関連事業の拡大があり、子ども青少年部職員の一人当たり業務量は拡大している。子ども青少年部では、直営の施設もあり、職員の負担増大は市民サービスの安全性の欠落につながるおそれがある。また、窓口においても住民と直接対話する機会も多く、時間に追われながらの窓口対応は市民サービス水準の低下にもつながる。

業務が拡大するなかにおいても、将来の我が国の担い手である子どもを守り、子どもの健やかな成長と学びを支えることは最優先の命題とされなければならない。とすれば、業務は増やすだけではなく、業務の見直しを図り、効率化を進めなければならない。

枚方市のトップマネジメントには、子どもたちを支える子ども青少年部の業務量を十分に勘案し、サービス品質を維持するために必要な人員が適切に手当てされているかどうかを十分に考慮されるとともに、リーダーシップをもって業務の効率化に向けた取り組みを推進されることを期待している。

以上